

【オーストラリア】メディア事業者に対する規制緩和

海外立法情報課 芦田 淳

* 2017年9月14日、保守連合政権が提出したメディア事業者に対する規制緩和のための法律案が、下院に続き、上院で可決された。同法律案は、従来、当該事業者に課せられていた、寡占化を防止するための二種類の規制の廃止等を定めるものである。

1 従来の規制

(1) メディアの所有等に関する規制

オーストラリアでは従来、1992年放送事業法（注1）により、メディア事業者に対して、視聴範囲上限規制（75% audience reach rule）及びクロスメディア規制（2 out of 3 cross-media control rule）という二種類の規制が設けられてきた。視聴範囲上限規制は、一事業者が、合計してオーストラリアの人口の75%を超える地域において、商業テレビ放送免許を所有することを禁止するものである。また、クロスメディア規制は、同一免許地域において、一事業者が、新聞・商業ラジオ放送・商業テレビ放送の三分野全てについて、企業の株式取得等を通じて支配権を行使することを禁止するものである。ただし、三分野のうち、二分野までは認められる。

こうした規制が設けられた背景には、オーストラリアにおいて、1980年代以降、ルパート・マードック（Rupert Murdoch）氏とケリー・パッカー（Kerry Packer）氏の二人を中心に、メディアの寡占化が生じていたことが挙げられる（注2）。

なお、クロスメディア規制については、2006年にハワード（John Howard）保守連合政権も廃止を目指した（注3）。しかし、当時は同一免許地域において新聞・商業ラジオ放送・商業テレビ放送のいずれかについてしか支配権を行使できなかった規制を、上述のとおり、二分野まで認めるよう緩和するにとどまっていた。

(2) 有料放送事業者に対する規制

また、1992年放送事業法は、一般市民に対して無料で放送されるべきコンテンツ（具体的には、オリンピック等のスポーツ・イベント）を通信大臣が指定し、有料放送事業者によるコンテンツ独占の防止を目指す「反独占スキーム（anti-siphoning scheme）」を設けてきた。これは、1990年代以降、有料ケーブルテレビが普及したことを踏まえた規定である。当該スキームの具体的な手法としては、指定されたイベントについて、イベント開始の12週間前まで、無料放送事業者より先に有料放送事業者が放送権を得ることを認めないというものであった。なお、当該スキームに対しては、有料放送事業者に加え、当該指定の対象であり、収益に影響の及ぶスポーツ関係団体から反対の意見が示されていた。

2 法律案審議の経緯等

今回の法律案（注4）は、1992年放送事業法を改正し、メディア事業者に対する規制を

緩和するものである。同法律案は、ターンブル (Malcolm Turnbull) 保守連合政権により 2017 年 6 月に提出され、同月に下院で、同年 9 月に上院で可決された。上院において保守連合政権は過半数の議席を確保しておらず、法律案の可決には、与野党から中立の立場にある少数政党の支持が不可欠であった。そこで、保守連合政権は、小規模出版事業者への支援策を設けること等で一部の少数政党と合意し、可決に至ったものである。なお、上院で加えられた軽微な修正を下院で再可決する必要があるため、10 月 13 日時点において、総督による裁可には至っていない。

3 法律案の要点

法律案は、メディアの所有等に関する上述の二種類の規制廃止を定める。その理由として、インターネットの普及やメディアの多様化という環境の変化により、従来の放送等に限定したメディア規制が既存メディアの事業者にとっては相対的に厳格なものとなり、その結果、一部の事業者の事業継続が困難になっていることが挙げられている（注 5）。さらに、視聴範囲上限規制に関しては、規制対象外であるインターネットを介した動画配信サービスの普及等を踏まえ、既に現状に合致していないと指摘されている。他方、クロスメディア規制の撤廃に関しては、野党である労働党や緑の党から、メディアに対する更なる寡占を抑止するためには、当該規制の存続が必要との反対意見があった。

また、法律案は、有料放送事業者に対する規制（反独占スキーム）の見直しを行っている。具体的には、当該事業者が放送権を得られない期間をイベント開始の 26 週間前までとし、より早い段階で放送権を得られるようにした。これは、大規模なスポーツ・イベントの場合、より早い時期から放送契約が結ばれているという実情を踏まえた改正である。

このほか、法律案は、ローカルな商業テレビ放送事業者に対する免許要件の見直しや、商業テレビ放送免許及び商業ラジオ放送免許のライセンス料並びに商業放送事業者が国に支払っていたデータ放送配信料（datacasting charges）を廃止する等の規定を設けている。

注（インターネット情報は 2017 年 10 月 13 日現在である。）

(1) Broadcasting Services Act 1992. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00325>>

(2) 鈴木雄雅「第 5 章 メディア」竹田いさみほか編『オーストラリア入門 第 2 版』東京大学出版会、2007, pp.123-141.

(3) メディア所有の規制緩和は、同政権にとって 2006 年以前からの政策であった。また、メディアの多様化と視聴者の分散が進むにつれて、地上テレビ、ラジオ、新聞のみを規制対象とした当時の規制が、多様性の保持に寄与するより、むしろ多様性を阻害しているのではないかとの懸念が表明されるようになっていた。香取淳子「オーストラリアの 2006 年メディア改革」『長崎県立大学国際情報学部研究紀要』9 号, 2008.12, pp.64-66. <http://reposit.sun.ac.jp/dspace/bitstream/10561/197/1/v9p63_katori.pdf>

(4) Broadcasting Legislation Amendment (Broadcasting Reform) Bill 2017. <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/bills/r5907_first-reps/toc_pdf/17124b01.pdf;fileType=application%2Fpdf>

(5) 以下、この段落の内容に関しては、次の資料を参照した。Rhonda Jolly, “Broadcasting Legislation Amendment (Broadcasting Reform) Bill 2017,” p.3. <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/5442166/upload_binary/5442166.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22r5907%22>

参考文献

- ・総務省「世界情報通信事情 オーストラリア連邦」 <<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/australia/pdf/061.pdf>>